

京都市告示第 42 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

平成31年4月1日

京都市長 門川 大作

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
ラクト山科・公共施設 コンソーシアム	京都市山科駅前駐車場の駐 車料金の徴収及び収納事務 京都市山科駅自転車等駐車 場の駐車料金の徴収及び収 納事務	平成31年4月1日か ら平成35年3月31 日まで

(建設局都市整備部市街地整備課)